



島労発基 0916 第1号  
令和4年9月16日

各労働災害防止団体の長 殿

島根労働局長



労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習（令和4年厚生労働省告示第276号。）、労働安全衛生規則第34条の2の10第2項、有機溶剤中毒予防規則第4条の2第1項第1号、鉛中毒予防規則第3条の2第1項第1号及び特定化学物質障害予防規則第2条の3第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和4年厚生労働省告示第274号。）及び粉じん障害防止規則第3条の2第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和4年厚生労働省告示第275号。）については、令和4年9月7日に告示され、令和5年4月1日から適用（一部令和6年4月1日から適用）することとしており、本告示の適用につき別添のとおり本省から当局あて指示があったところです。

つきましては、貴団体におかれましても、化学物質等の適切な管理に関する制度改正の趣旨を御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。